

議案第 90 号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を決定しようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年（2024年）9月26日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市は、次のとおり交通事故により生じた損害を賠償する。

1 賠償の理由

令和6年（2024年）6月20日午前9時5分頃、宝塚市すみれが丘2丁目3番地内に所在するマンションの敷地内において、環境部クリーンセンター業務課の職員が、業務のため市車両を後進させた後、前進したところ、後方への注意が不十分であったため、停車中の相手方所有の小型貨物自動車に市車両右後方部が接触し、相手方所有の自動車の左後方部が損傷した。

この事故は、市の職員の過失によるものと認められるので、その損害を賠償する。

2 賠償の金額

金 1, 1 1 1, 0 0 0 円

3 賠償の相手方

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。